

所得基準額の引き上げの対象となる制度		改正前 基準額※ <sup>1</sup>	改正後 基準額※ <sup>1</sup>	改正後の基準額 適用月
国民年金保険料学生納付特例		118万円	<b>128万円</b>	令和3年4月 以後の月分
国民年金保険料申請全額免除・納付猶予		57万円	<b>67万円</b>	令和3年7月 以後の月分
国民年金保険料申請全額免除 (地方税法上の障害者・寡婦・ひとり親に該当する者)		125万円	<b>135万円</b>	
国民年金保険料申請一部免除	免除額：4分の3	78万円	<b>88万円</b>	
	免除額：2分の1	118万円	<b>128万円</b>	
	免除額：4分の1	158万円	<b>168万円</b>	
老齢福祉年金の全額支給停止	受給者本人所得により判定	159.5万円	<b>169.5万円</b>	令和3年8月 以後の月分
	扶養義務者等所得により判定	628.7万円	<b>638.7万円</b>	
老齢福祉年金の一部支給停止 (扶養義務者等所得により判定)		340.1万円	<b>350.1万円</b>	
20歳前障害基礎年金の全額支給停止		462.1万円	<b>472.1万円</b>	令和3年10月 以後の月分
20歳前障害基礎年金の一部支給停止		360.4万円	<b>370.4万円</b>	
特別障害給付金の全額支給停止		462.1万円	<b>472.1万円</b>	
特別障害給付金の一部支給停止		360.4万円	<b>370.4万円</b>	
障害・遺族年金生活者支援給付金の所得基準額		462.1万円	<b>472.1万円</b>	

※1：基準額は扶養親族等がない場合の額です。

【国民年金のご相談・お手続きについて】

徳島南年金事務所 ☎ 088 - 652 - 3114 または役場住民生活課 ☎ 77 - 3613